

令和5年度 第2回岡崎市いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和6年1月16日(火) 午後3時30分～午後4時30分
- 2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2
- 3 出席委員 矢田 雅彦, 板倉 眞介, 金原 孝典, 宇都木靖弘, 田島 恵美
水野 恒俊, 三浦 敦子, 磯谷 隆文, 本多 泰裕, 増野 隆
武藤 憲

欠席委員 金田百合子

傍聴者 なし

4 次 第

(1) 開会のことば

(2) 会長挨拶

矢田 雅彦 会長

(3) 協議ならびに連絡事項

① 岡崎市におけるいじめの実態について【事務局(増野)】

- ・今年度も、7月と12月、学期末主事訪問の際に、各校からいじめ状況調査の提出及び、指導主事による内容の聞き取りを行った。12月末時点で各校が認知したいじめの延べ件数は、小中学校ともに増加した。
- ・年々小中学校ともに、いじめの認知件数が増加している。これは、定例校長会議や生徒指導主任会等の場で、「いじめの定義」の周知と「児童等が心身の苦痛を感じているものであればいじめと捉える」等、各校に対し、継続して指導・助言をしてきた結果と認識している。
- ・まだまだ、学校によって認知件数に差がある。「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」を目指して、引き続きいじめの積極的な認知に努めたい。
- ・一つ一つのいじめやいじめが疑われる事案に対し、被害を受けた子供や家庭に寄り添いながら丁寧に対応していけるよう、指導助言を行っていく。
- ・12月末までのいじめの解消率については、小中学校ともに、昨年度よりも下がっている。いじめの解消は、いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3

か月間継続していること、および、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人と保護者に確認がとれていることの2つの要件が満たされていることが条件である。この認識が広く教職員に定着し、一度の指導で安易にいじめが解決されたとせず、時間をかけて丁寧に対応していることが、この解消率が下がっていることにつながっていると考えらる。

- ・いじめと認知した事案の状況についての回答の項目の中には、「解消している」、「一定の解消が見られ、継続して指導中」、「解消に向けて取組中」、「他校への転校等」があり、二番目の「一定の解消が見られ、継続指導中」の数値が前年度比で11.9%増であることから、これらを裏付ける要因と考えている。

② 岡崎市のいじめ防止等のための取組について【事務局（増野）】

- ・本市では、「STOP the いじめアクションプラン」に基づき、いじめ防止等に取り組んでいる。今年度、特に重点的な取組を行った2点を説明する。
- ・1点目はアクション6「生活アンケート」の見直しで、いじめを未然に防止するためには、児童生徒の小さなサインを見逃さず、児童生徒の状況や人間関係等を正確にキャッチすることを目的として、生活アンケートの調査内容や調査方法を見直した。
- ・調査内容の見直しとしては、WEBQUの質問項目とリンクさせて、広く児童生徒の困り感を捉えることができるよう質問を加えたり、生活アンケート後に行っている教育相談につなぐことができるように、相談相手を指名できるような質問を加えたりするなどの工夫を行い、児童生徒の本音を拾うことができるよう工夫した。
- ・一方で、調査方法につきましても、従来学期に2回以上実施している生活アンケートに加え、「心のアンケート」も積極的に活用することで、児童生徒の様子を捉える機会を実質毎月行うことができるよう依頼した。
- ・2点目は、アクション7「学級集団適応心理検査（WEBQU）の効果的な活用」について、これまで以上に適切かつ、効果的な活用が行われるよう依頼した。
- ・今年度も、例年度同様に、小学校4年生以上の全ての児童・生徒に1学期中の5～6月と2学期中の10月～11月の合計2回検査を実施した。また、例年通り、新任管理職、役職者、初任者を対象に、WEBQUの活用等に関する研修を実施した。
- ・検査の結果から、各校で行われている支援の有効性を振り返ったり、次年度を見据えたよりよい支援へとつなげたりする目的のもと、WEBQU開発者等の監修の下に作成した独自のアセスメントシートを紹介した。活用した学校では、「2回の検査結果で学級や児童生徒個人の変化が可視化・共有されたことで、チームで今後の取組について検討することができた」との声が聞かれた。今後も、各校で行われている様々な取組を広く情報共有することで、より充実した活用に生かしていけるよう、取組を進めていく。

- ・現在から新年度までの時期においてアクション10「PDCAサイクルによるアクションプランの強化」に基づき、今年度の取組について、各校や該当者へのアンケート等を通して、評価結果の集約と成果の検証を行う。また、そこで明確になった課題を踏まえ、令和6年度の具体的な取組に向けた活動計画を立てていきたい。

③ 生徒指導主事会、生徒指導主任会について【事務局（武藤）】

- ・今年度も1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応について、情報共有に努めた。
- ・子供の間でトラブルの発信源となるものの1つに、スマートフォンの普及によるSNSトラブルがある。SNS上でのうわさ話や誹謗中傷、画像や動画の拡散など、各小中学校においてさまざまな問題が発生している状況であるが、岡崎警察署と連携し、助言を仰ぎながら適切な対応に努めている。
- ・月に一度行われる生徒指導主事会では、このようなSNSトラブルだけでなく、家出やオーバードーズ等の自傷行為、家庭内におけるさまざまな問題行動についての報告があった。
- ・2学期に行った生徒指導主任会では、「児童虐待対応を考える」のテーマの下、西三河福祉センターの高山晃一様と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、また児童虐待に気付いた際の教員における支援の在り方について、研修を行った。研修によって、小中学校内における心配な児童生徒の見つけ方や、発見時の本人や家庭への働きかけ方、児童相談所との連携の図り方について、具体的に学ぶ機会を設けた。
- ・現在は、自傷行為や複雑な家庭環境によるネグレクトなど、子供の命に関わる問題も発生する状況になることもあるため、子供自身にSOSの出し方を教えるとともに、困っていることを周りの大人に気兼ねなく相談できる組織的な対応に努めていきたい。
- ・今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、さまざまな関係機関と連携を図りながら、いじめやさまざまな心の問題を抱えている児童生徒の支援に取り組んでいく。

④ 岡崎市こども部 家庭児童課の取組について【磯谷委員】

- ・今年度、12月末までの全体の相談件数は855件であった。令和4年は、872件であったため、若干少ない。そのうち、いじめに関する相談は0件あった。今後も、いじめに関する心配事も含まれる場合については、その旨を学校の担当者に伝え、連携を図って支援していく。
- ・全体の855件のうち、虐待についての相談が438件、12月末までに入っており、全体の半数以上を占めている。また令和4年度の同時期の相談が、4

- 86件であったため、年々増加傾向にあるが今年度は微減している。
- ・小中学校からは96件の連絡を受けている。引き続き、関係機関と連携しながら児童虐待の対応に努めていく。また、保育所から46件、保健所から30件、児童相談所から80件連絡をうけている。引き続き、関係機関とも協力しながら対応に取り組むいきたい。
 - ・いじめや虐待防止を目的として、教育プログラムCAPを実施している。今年度は幼稚園、小学校、大学から申し込みがあった。ワークショップについては計71名の受講があった。今年度もあと2ヶ月程度あるため、今後も虐待予防のツールとして活用してほしい。
 - ・いじめの重大事態があり、市長が再調査の必要があると判断した場合、岡崎市いじめ再調査委員会を設置し、運営・業務を行うこととなっている。平成28年度に条例が制定されてから、今年度まで、今のところ再調査委員会が設置されたことはない。岡崎市では万が一の開催に備えて、弁護士、大学教授、精神科医を含めた3名の有識者の方に再調査委員をお願いしている。

⑤ 岡崎市教育研究所での対応について【三浦委員】

- ・岡崎市教育研究所では、子供や保護者の悩みなどの相談に対応している。今年度の相談は、現時点で5件あった。その内、子供からの相談が1件、保護者から4件あった。大きないじめに関する相談はない。ただし、学校に行けない不登校に関する相談で、子供が毎日家に居るため、どこかで支援できる関係機関がないかという相談があった。
- ・今後も、緊急を要する事案だと判断した場合は、教育委員会を通して十分な配慮をしながら、学校へと情報を伝えていくことになっているが、緊急な事案はなかった。

⑥ 西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【金田委員】

- ・欠席のため報告なし

⑦ 法務局の取組について【田島委員】

- ・人権擁護の取組として3つの業務があり、人権啓発、人権相談、人権侵害の疑いがあれば、人権侵犯事件として調査、救済の活動をしている。法務局と人権擁護委員が連携して活動を行っている。
- ・法務局のホームページで公開している資料によると、令和4年の全国で新規の事件が7859件とあった。そのうち親の子に対する虐待事案を処理されたものが306件。学校におけるいじめ事案となったものが、1047件であった。現在、インターネット上の人権侵害の割合も多い傾向になっている。
- ・令和5年度の岡崎法務局の対応については、児童虐待の疑いがあるという対応はなかった。その一方、学校におけるいじめの事案ということで、調査等を行

ったものが2件あった。

- ・人権啓発の活動として、学校や幼稚園を訪問して、人権教室の講話や読み聞かせ、腹話術、紙芝居などの取組を人権擁護委員が主体となって行っている。
- ・日常の生活の中から人権を尊重するという気持ちを芽生えさせる取組として、全国人権作文コンテストを行っている。岡崎市内の中学校からは、743点の作品が提出された。その中で新香山中学校の生徒の作品が愛知県大会で優秀賞に選出された。
- ・愛知県主催で人権の作品コンクールも行っている。小中学校の児童生徒から、標語や書道、ポスターにおける作品を提出されており、現在審査中である。
- ・人権相談として電話(子どもの人権110番)、インターネットによる相談(子どもの人権SOS Eメール・LINE)、手紙(子どもの人権SOSミニレター)で相談対応している。今後も、このような活動を子供に情宣してほしい。

⑧ 人権擁護委員協議会の取組について【金原委員】

- ・学校に出向いて人権教室を行っている。高校では、岡崎北高校、岡崎工科高校、岩津高校の3校で実施した。小中学校は福岡中学校、秦梨小学校、藤川小学校、恵田小学校、常磐南小学校、保育園では六名保育園と矢作西保育園で人権啓発活動を行った。
- ・人権を理解する作品コンクールについて、岡崎市の小中学校に広報し、書道、標語、ポスターの作品を募った。標語の部で岡崎市中学校3年生の生徒が、最優秀賞をもらえるとの情報がある。
- ・インターネットによる相談については、今年度、小中学校で使用しているタブレット端末に人権まもる君とあいみちゃんのアイコンを入れてもらい、相談できるようにした。その結果、子供がさらに相談しやすい環境となり、相談件数が増えている。次年度からは、人権擁護委員の人数を増やす計画となっている。

⑨ 西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【本多委員】

- ・西三河9市1町を5人の家庭教育コーディネーターで担当している。
- ・現在、岡崎市内においては12名の子供について、家庭訪問等の教育支援を行っている。
- ・相談活動においては、直接の面談やSNSを用いたメールでの相談活動を保護者と行っている。
- ・ホームフレンドの取組で、大学生の協力を仰ぎ、家庭訪問による支援を行っている。今年度は岡崎担当で3人の学生が都合に合わせて家庭訪問を行った。
- ・家庭訪問する中で、長期欠席傾向にある児童生徒の支援を行ってきたが、学校に足が向かないという保護者や子供本人からの相談の中で、いじめに関わるような相談はなかった。ただし、先生の対応等について悩む家庭の様子をうかがうことがあった。

⑩ 岡崎警察署の取組について【水野委員】

- ・コロナによってやれていなかったボランティア活動がやれるようになってきた。補導活動を行っているが、未成年でたばこを吸っていたり、お酒を飲んだりする子供を指導する機会があった。
- ・啓発活動としては、SNSトラブルに関する防止キャンペーンを年6回実施している。学校を訪問しての情報モラル教室としては、28校で実施した。最近では、保護者を対象とした教室を行ってほしいとの依頼が増えている。また、岡崎商業高校の生徒と連携して、YouTubeの動画を作成して啓発活動も行っている。
- ・命の大切さを学ぶ教育というものを行っており、今年度は2回実施している。内容としては、犯罪被害や交通事故でお子さんを無くされた保護者の方を講師に招いて、各学校で命の大切さについて講話を行っている。

(5) 意見交換

[板倉委員より質問]

- ・岡崎警察署への質問。命の大切さを学ぶ教育については、対象は小中学校どちらなのか。また、実施内容について詳しく教えてほしい。

[水野委員の回答]

- ・今年度は1校、連尺小学校でも命の大切さを学ぶ教育の取組を行っているが、子供が亡くなるという具体的な話も講話の中に含まれるため、小学生には少し重い内容になっていると考える。しかし、教師側からの強い要望で今回は実施している。小学生で実施する場合は、高学年、また中学校や高校を対象としている。
- ・講演の内容としては、犯罪被害か交通事故かのどちらかを選び、教室を実施することができる。それぞれ実施を依頼した学校に具体的な講師を選択してもらい、教室を行うことができる。

[矢田委員より質問]

- ・西三河家庭教育コーディネーターの取組で、月別相談実績を見ると11月と12月の相談件数が増加しているのはなぜなのか。また、相談の内容や時期的な相談件数の増減に傾向があるかどうかについて教えてほしい。

[本多委員より回答]

- ・相談件数の増加に関する見解としては、10月の段階で新規相談が3件入っており相談者が増加しているため、相談回数も単純に増えていると考えられる。また、相談回数にはホームフレンドの訪問回数も含まれている。そのため11月、12月にホームフレンドの活動人数が多かった時期とも重なり、相談回数の増加につながっている。
- ・中学校3年生の子供をもつ相談者やご家庭があるため、進路相談に関する悩みご

とも増え、相談回数が増加していることも読み取れる。

- ・ 4月， 5月， 比較的頑張って登校できていた子供が6月， 7月になると欠席が増え始め， 気持ちが下がりがちである。そんな時期は， 電話や通信を用いた相談回数が増えやすく， 電話や通信を用いた相談方法が効果的であるのかもしれない。
- ・ ホームフレンドの学生に心を開き， 関係を深めた子供の姿が多く見られる。ただしホームフレンドの活動は， 学生の都合がつく時期にしか取り組めないため， もう少し人数が増えていくとよいと感じている。

[宇都木委員の発言]

- ・ いじめの認知件数が増加傾向にあること自体は、各校におけるいじめの定義の認識が広がったという点で悪いことではないが、その問題を一つ一つ丁寧に解決していかなければならない。教育委員会としては、つらい思いをしている子供を救う、関係の修復を目指す、安心して子供が学校に通うことができるという解決を望んでいる。したがって、今後も可能な範囲で構わないので、各種関係機関と連携をとるために、情報の提供や共有に努めていただけるとありがたい。

(6) 諸連絡

- ・ 令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の開催について
令和6年6月7日（金）午後2：00より
岡崎市総合学習センター 研修室2にて

(7) 副会長挨拶

板倉 真介 副会長